

宮城県立都市公園
「仙台港多賀城地区緩衝緑地」及び「宮城県総合運動公園」
における民間活力の導入に関するアンケート調査
公園概要書

本書は、対象公園の1つである「仙台港多賀城地区緩衝緑地」について、公園の概要、現況平面図、利用状況、周辺状況などの基本情報を整理したものです。

アンケート調査票にご回答いただくにあたり、対象地の現状や前提条件等を把握するための参考資料としてご活用ください。

仙台港多賀城地区緩衝緑地

1 公園概要

(1) 仙台港多賀城地区緩衝緑地の設置目的・立地

仙台港多賀城地区緩衝緑地（多賀城みずむすび公園）

【施設の目的】

仙台港工業地帯の公害防止策の一環として整備された緩衝緑地です。東地区は芝生広場、運動広場及びこれらを取り囲む樹林地であり、緑の中に軽運動、ピクニック等の場を提供するものです。また、中央地区は野球場、陸上競技場及びテニスコート等、気軽にスポーツの場を提供するものです。

【立地特性】

事業対象地である仙台港多賀城地区緩衝緑地は、宮城県多賀城市と七ヶ浜町に位置する都市公園です。JR 多賀城駅東側約 2.5km に位置し、西側に国道 45 号、周辺に県道 23 号、58 号が通っています。

【アクセス】

- ・JR「多賀城駅」より徒歩 30 分
- ・JR「多賀城駅」より宮城交通バス「自衛隊前」「砂山」までバスで 10 分
- ・「仙台港北インターチェンジ（仙台東部道路、三陸自動車道（仙塩道路））」より車で 15 分



出典：宮城県資料

図 1 広域図



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 2 対象公園の位置図



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 3 仙台港多賀城地区緩衝緑地の位置図

(2) 仙台港多賀城地区緩衝緑地周辺の主要施設

仙台港多賀城地区緩衝緑地の周辺における商業施設や娯楽施設、観光施設等の主要施設を以下に示します。

表 1 対象公園周辺の主要施設（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

分類	施設名称
半径 1 km 内（徒歩約 10 分圏内）	—
半径 3 km 内（自転車 10～15 分圏内）	多賀城公園、大木囲貝塚 等
半径 5 km 内（自動車・公共交通機関圏内）	三井アウトレットパーク仙台港、カインズモール仙台港、中央公園（多賀城セントラルパーク）、菖蒲田浜海水浴場、多賀城跡、鹽竈神社 等



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 4 対象公園周辺の主要施設の位置図

(3) 仙台港多賀城地区緩衝緑地の施設概要

仙台港工業地帯の公害防止策の一環として整備された緩衝緑地です。芝生広場や運動広場のある東地区と、野球場や陸上競技場のある中央地区の2つの地区があります。

公園内既存施設の概要を以下に示します。

表 2 仙台港多賀城緩衝緑地の概要

公園名	仙台港多賀城地区緩衝緑地（ネーミングライツ名：多賀城みずむすび公園）
公園種別	緩衝緑地
事業認可時期 （都市計画決定）	昭和46年（1971年）12月（昭和45年（1970年）12月）
所在地	多賀城市大代及び宮城郡七ヶ浜町湊浜 地内ほか
面積	約25.4ha（供用済：約25.4ha）
区域区分	市街化区域
地域地区	工業地域、工業専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）
主な公園施設	中央地区：野球場、陸上競技場（サッカー場・ラグビー場）、テニスコート （バレーボール場）、管理施設・更衣室・便所、駐車場 東地区：運動広場、芝生広場、便所、駐車場
駐車台数	161台（普通151台、障がい者用6台、大型4台）
開園日	通年 （有料公園施設については、年末年始（12月29日～1月3日）を除く日）
開園時間	通年 （有料公園施設については以下のとおり） 4月1日～10月31日：午前7時～午後6時 11月1日～3月31日：午前8時～午後5時
現行の管理運営	指定管理者制度
	指定管理者：株式会社東北ダイケン 指定期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日（5か年）

出典：宮城県資料、宮城県 HP-仙台港多賀城地区緩衝緑地概要
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikan/tagajyouup-gaiyou.html>

仙台港多賀城地区緩衝緑地 指定管理者 HP
<https://tohokudaiken-management.com/sendaikou-tagajo/guide/>



図 5 仙台港多賀城地区緩衝緑地 区域図 1

出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 6 仙台港多賀城地区緩衝緑地 区域図 2

(4) 対象公園の利用状況

仙台港多賀城地区緩衝緑地の年間来園者数を以下に示します。

平成 27 年度（2015 年度）に急増してから概ね増加傾向が続いており、令和 4 年度（2022 年度）に一時的な減少が見られたものの、近年は再び伸びて最高水準で推移しています。

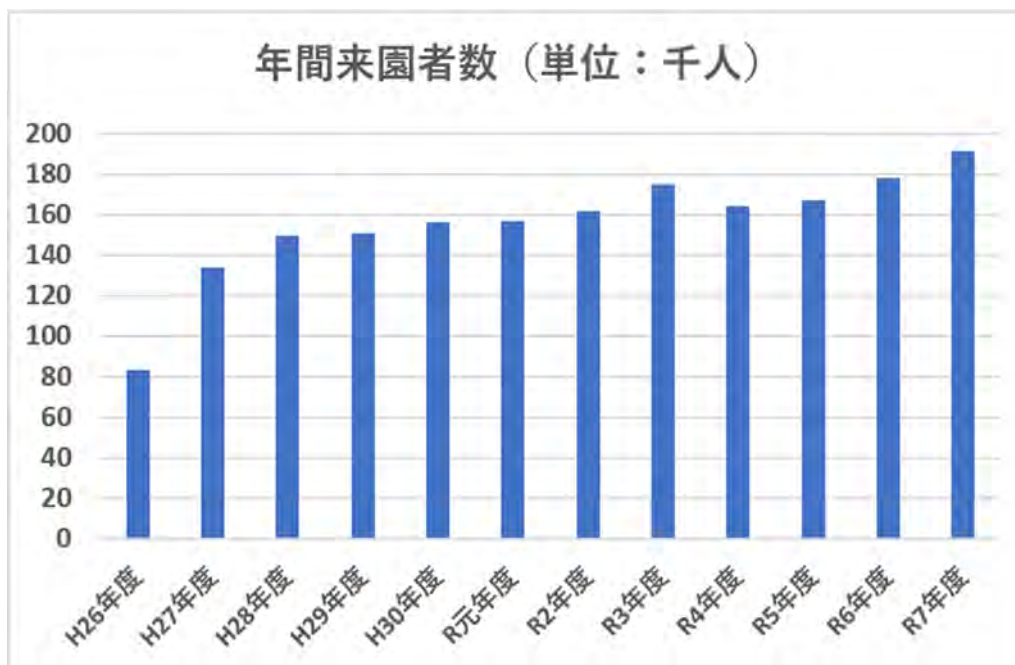


図 7 年間来園者数（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

仙台港多賀城地区緩衝緑地の来園者の属性や公園に対する各種ニーズを確認するため、来園者へアンケート調査を実施しています。以下に、令和8年5月～7月におけるアンケート調査の結果を示します。

仙台港多賀城地区緩衝緑地 （回答者数 290 名）

1) 来園人数

来園人数について、10 名以上の団体等での利用が約 4 割を占めて最も多い一方で、1 人での来園者も約 2.5 割を占めています。

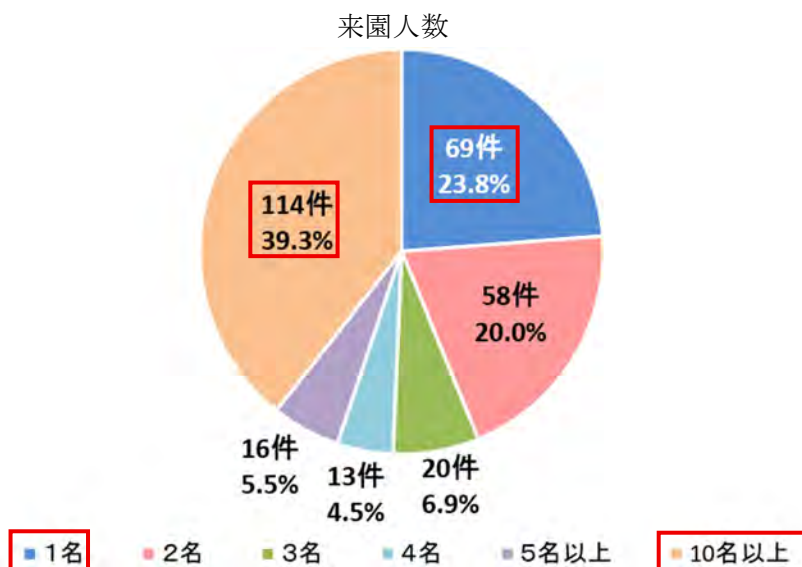


図 8 来園人数（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

2) 同伴者

同伴者について、回答件数の約半数がグループ利用（友人・知人、その他（団体等））を選択しており、グループに多く利用されていると考えられます。

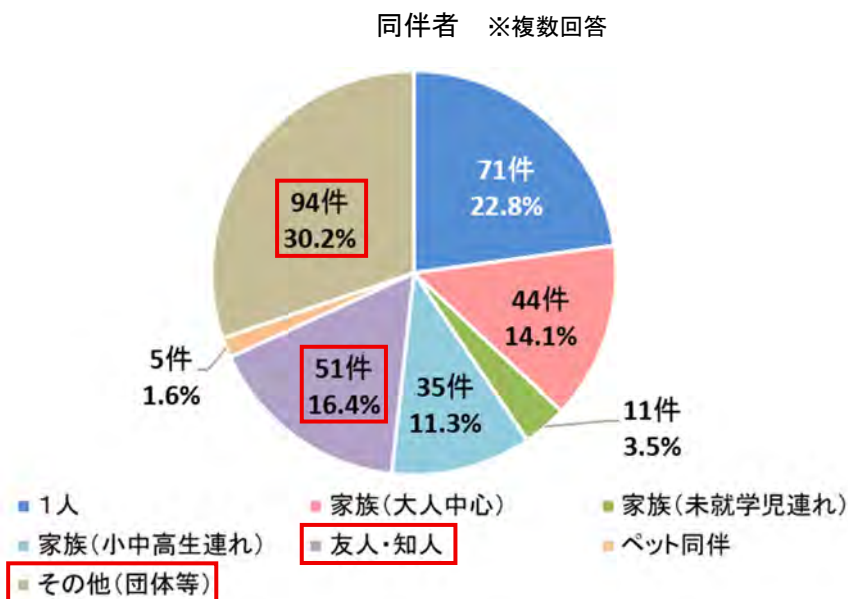


図 9 同伴者（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

3) 来園頻度・来園目的

来園頻度について、「初めて来園した」が最多であるものの、月に数回以上（ほぼ毎日、週に数回、月に数回）訪れる利用者も半数近くを占めています。

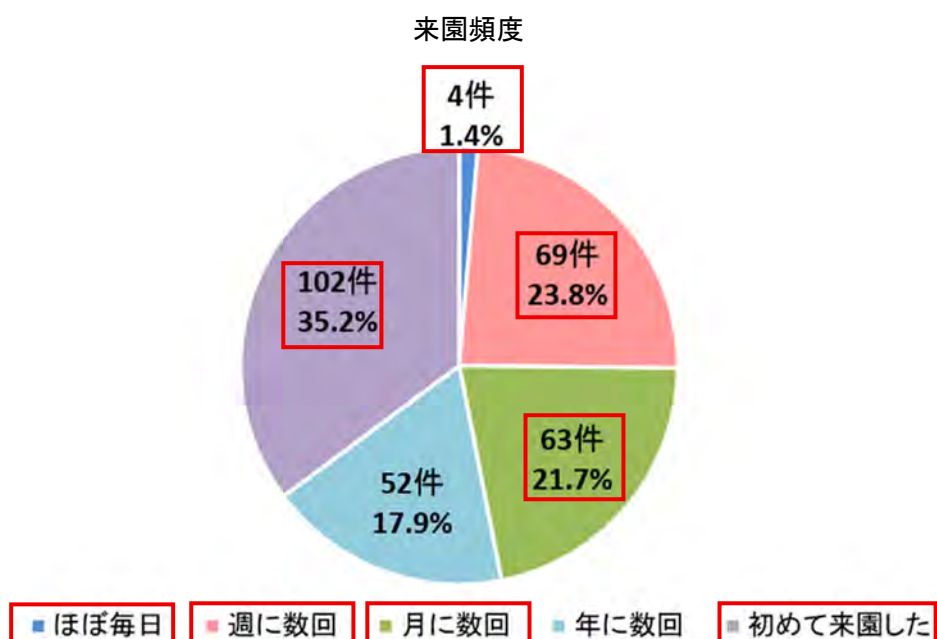


図 10 来園頻度（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

来園目的について、回答件数の半数以上を「スポーツ・運動」が占めています。

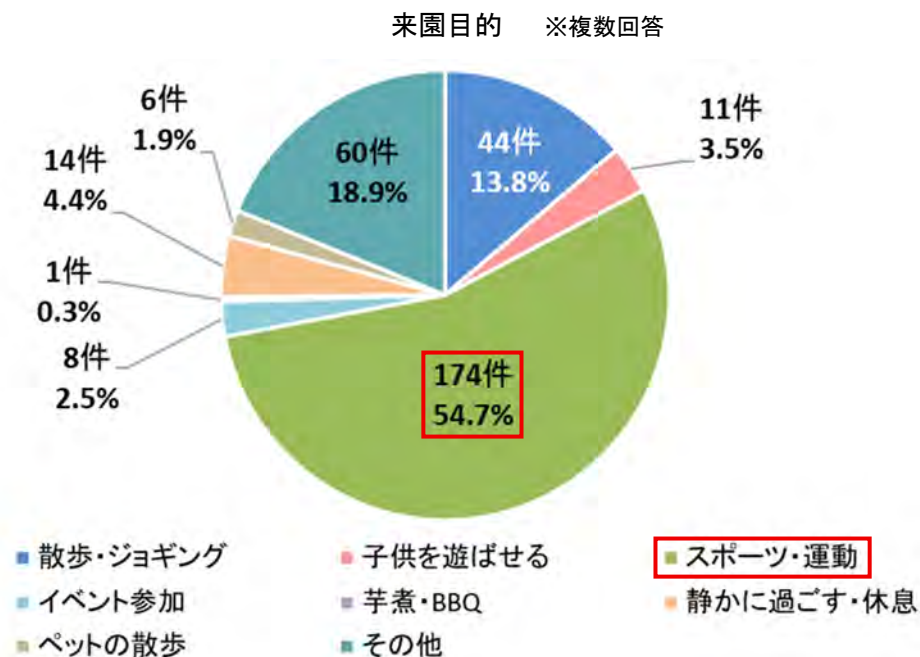


図 11 来園目的（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

来園頻度 × 来園目的(複数回答)

※クロス集計

※n=来園頻度に関する設問の単純集計における有効回答数

多くの項目で「スポーツ・運動」が突出しており、日常的に運動に利用されていると思われます。

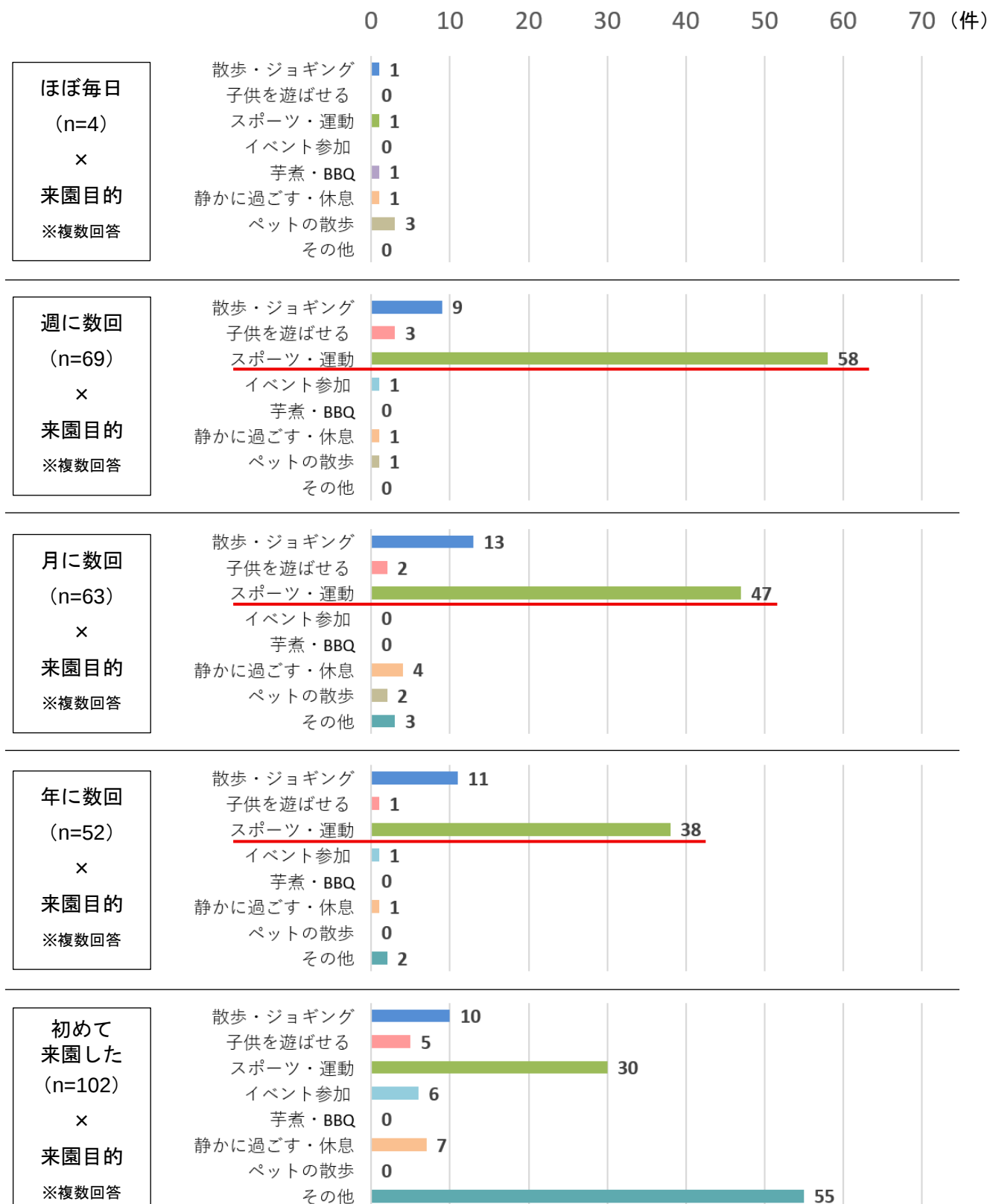


図 12 来園頻度 × 来園目的 (仙台港多賀城地区緩衝緑地)

4) 居住地・来園手段

居住地について、「県内（仙台市）」と「県内（仙塩地区）」を合わせた県内利用者が218件と7割以上を占めています。

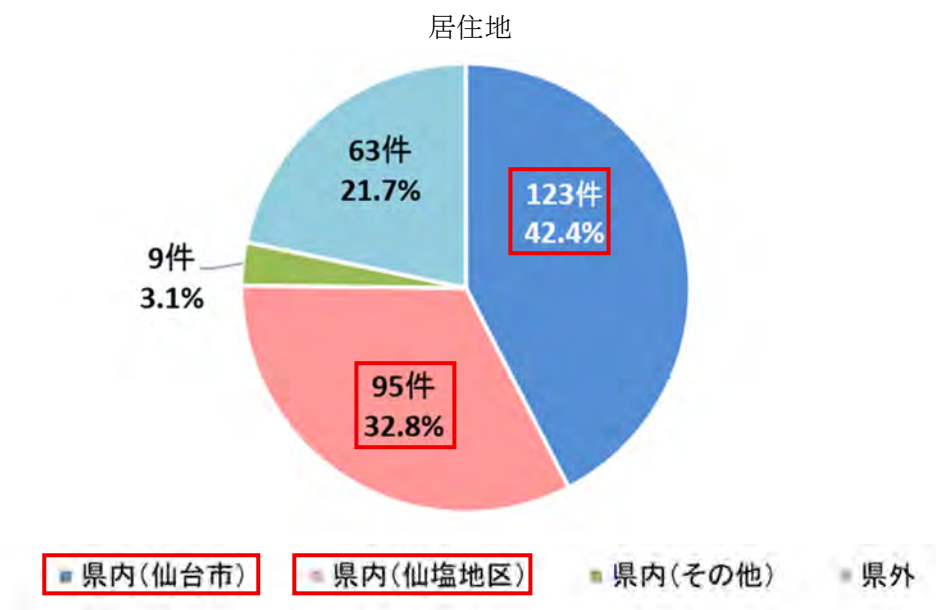


図 13 居住地（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

来園手段について、「自家用車」が最も多く、7割以上を占めています。

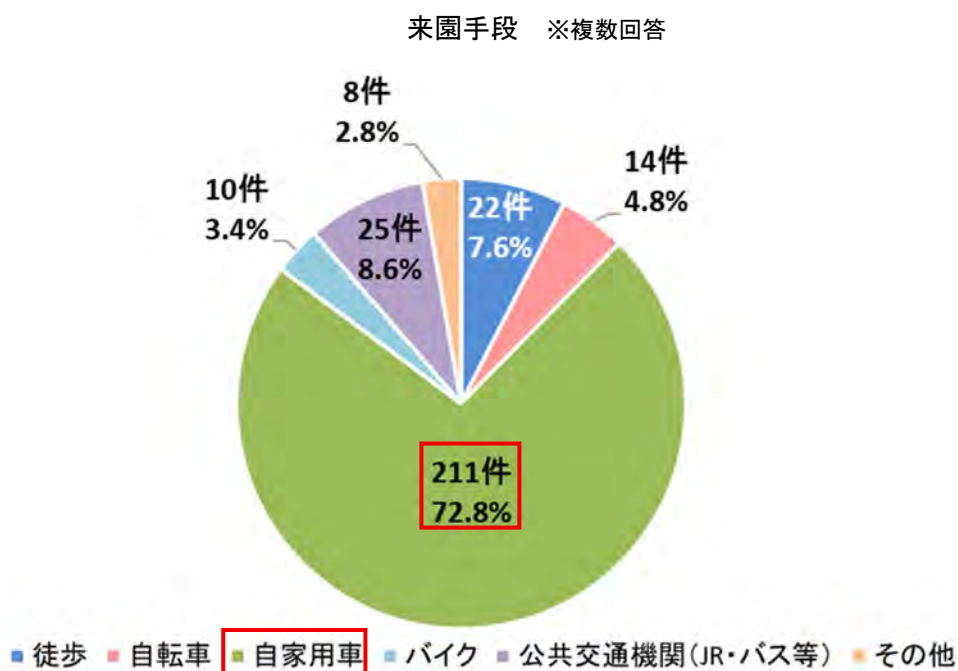


図 14 来園手段（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

居住地 × 来園手段(複数回答)

※クロス集計

※n=居住地に関する設問の単純集計における有効回答数

すべての項目で、「自家用車」が最も多く、県外からの利用者に限らず自家用車で来園していると考えられます。

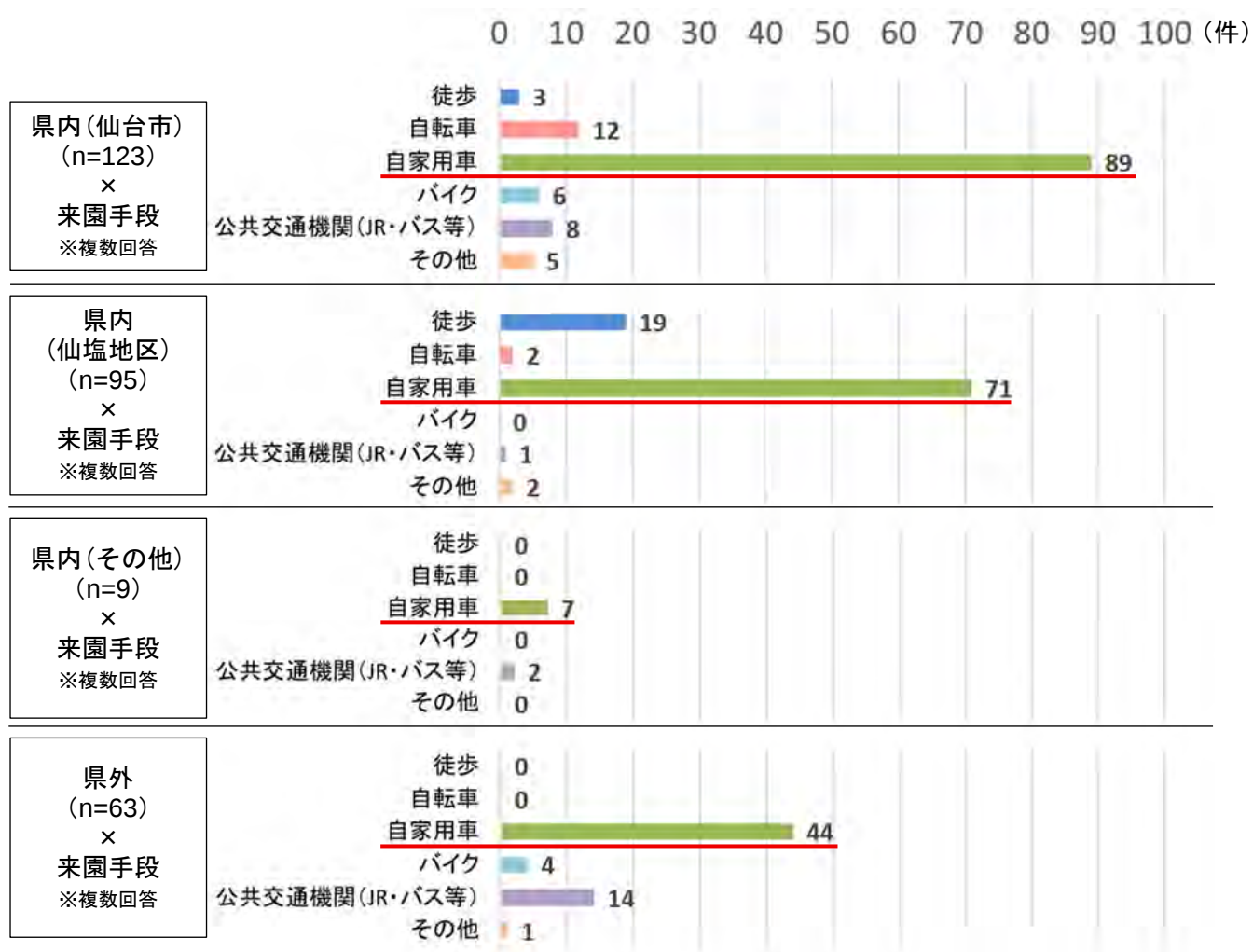


図 15 居住地 × 来園手段 (仙台港多賀城地区緩衝緑地)

5) 利用者ニーズ

1. 設置希望施設、希望利用料金

設置希望施設について、「カフェ（軽食・コーヒー）」が最も多く、次いで「売店・農産物直売所」となっています。

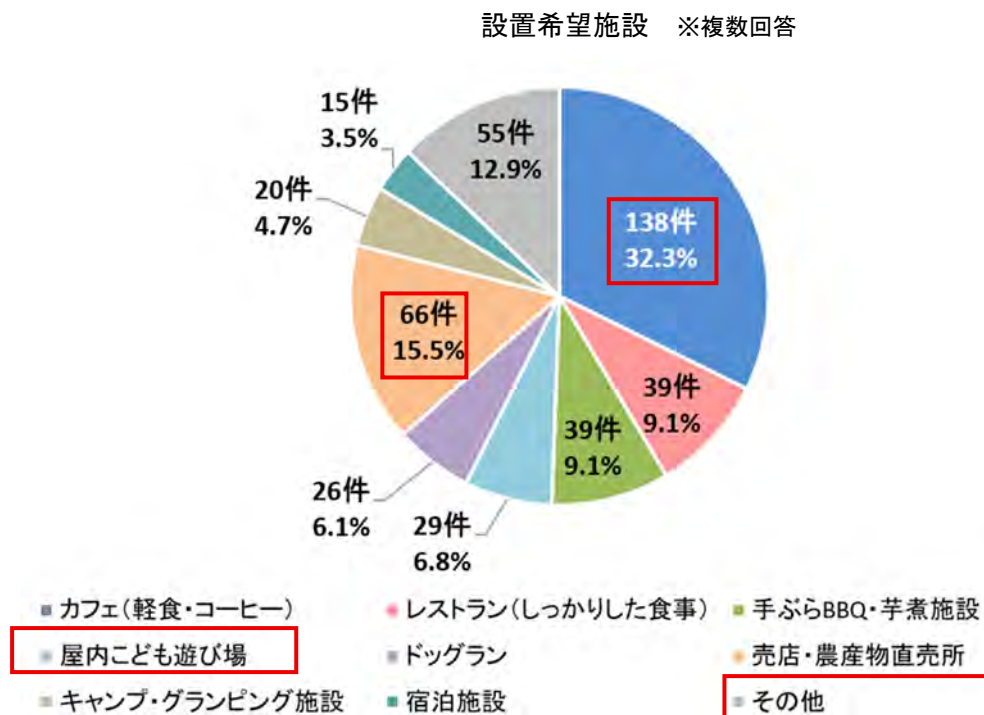


図 16 設置希望施設（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

設置希望施設に対して利用したいと考える料金について、「500 円程度、1,000 円～1,500 円程度」が 6 割以上を占めています。

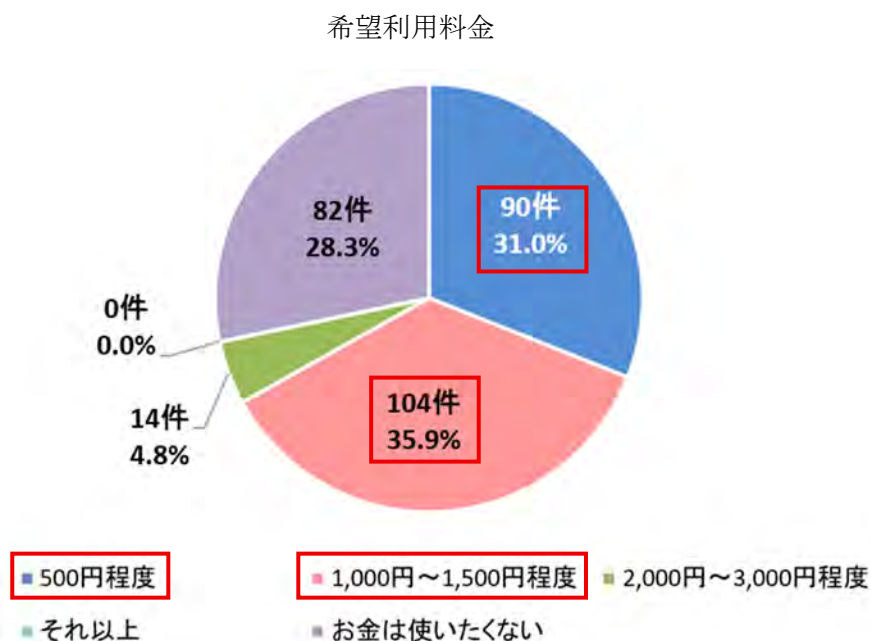


図 17 希望利用料金（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

希望利用料金×設置希望施設(複数回答)

※クロス集計

※n=希望利用料金に関する設問の単純集計における有効回答数

希望利用料金で回答件数が多い「500 円程度、1,000 円～1,500 円程度」の項目で、「カフェ（軽食・コーヒー）」最多となっており、低価格帯で利用できる飲食施設のニーズが高いと考えられます。

(件)

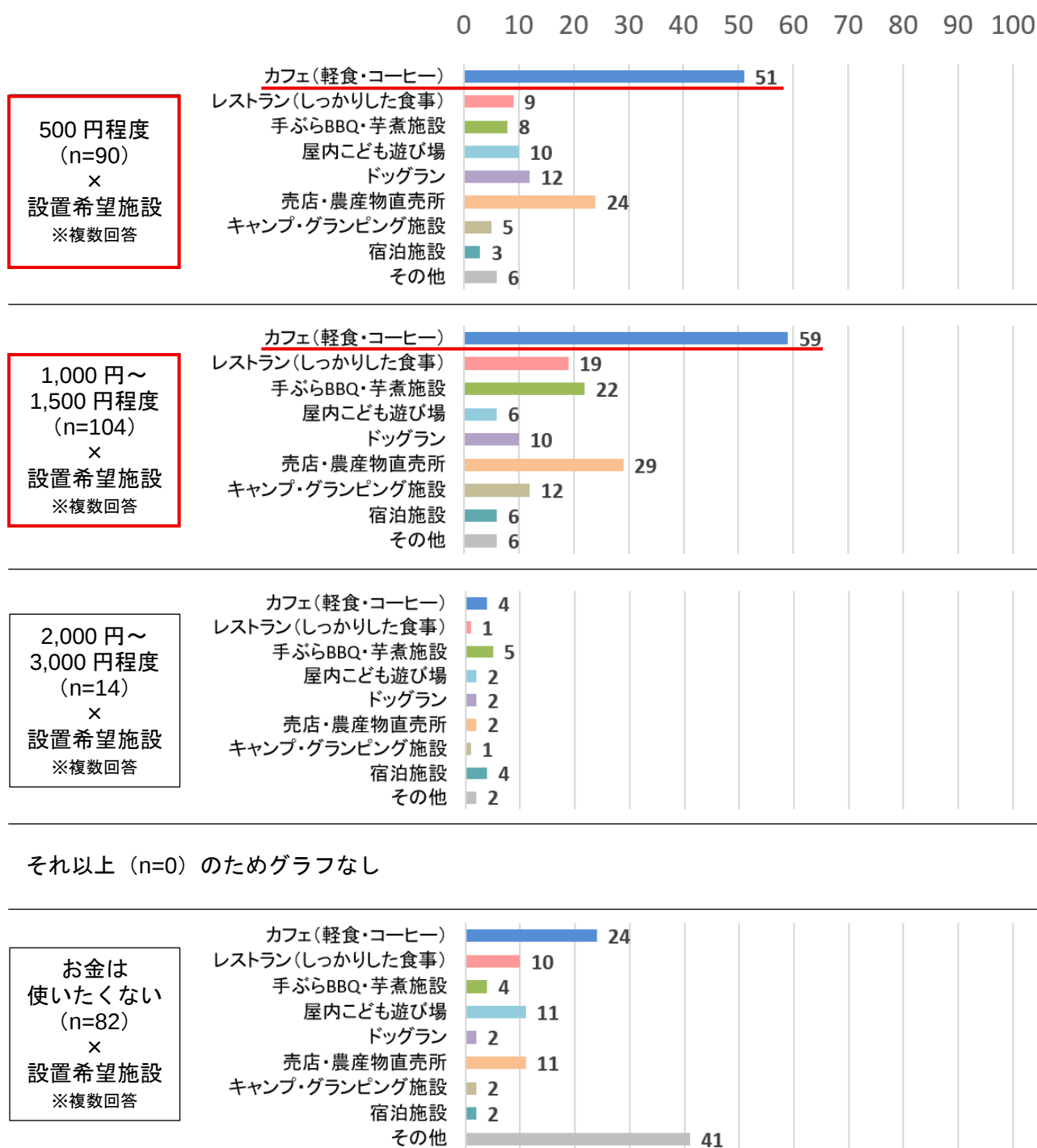


図 18 希望利用料金×設置希望施設（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

2. 利用希望時間帯

利用希望時間帯について、約 2.5 割が「日中」と回答しており、約 2 割が「早朝」の利用を希望する回答となっています。

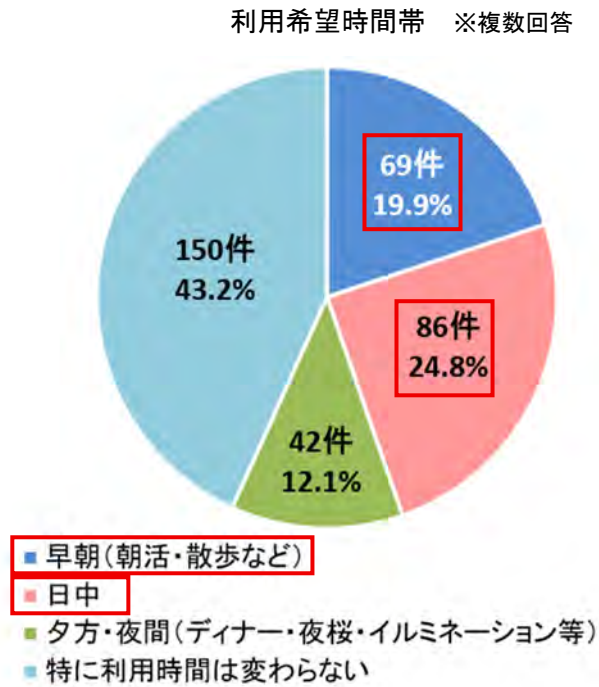


図 19 利用希望時間帯（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

2 参考資料

(参考1) 上位・関連計画上での位置付け

各公園の整備方針に関連する上位・関連計画における各公園の位置づけや方針等の関連内容を以下に示します。両公園は、市街地の緑の拠点および防災公園機能として位置づけられているほか、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点として整備するものとしています。

表 3 上位・関連計画一覧

仙台港多賀城地区緩衝緑地			
1)	計画名	宮城県土木・建築行政推進計画（2021～2030） アクションプラン（中期）	策定年 令和7年3月
	関連内容	<県立都市公園全般に関する内容> ●自然とのふれあいや、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となる県立都市公園の安全・安心な利用環境を、子供からお年寄りまで幅広い年齢層へ提供する。 ●災害発生時における防災機能を確保するため、有効性の高い整備と適切な維持管理を実施していく。 ●魅力度向上に向けて、来園者のニーズを的確に踏まえた施設の整備を行う。	
2)	計画名	仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	策定年 令和6年6月
	関連内容	●大規模な都市公園（仙台港多賀城地区緩衝緑地、岩沼海浜緑地、加瀬沼公園、宮城県総合運動公園 等）は市街地内の緑の拠点と位置づけ、その整備と適正な管理を図る。 ●仙台港多賀城地区緩衝緑地は、仙台港工業地帯の緩衝帯として位置づけられている。 ●「宮城県総合運動公園」「加瀬沼公園」「仙台港多賀城地区緩衝緑地」は、災害発生時の復旧・復興本部、災害活動支援拠点、資材・生活物資中継基地及び広域避難場所となる防災公園機能の役割について位置づけていく。	

(参考2) 法規制等の整理

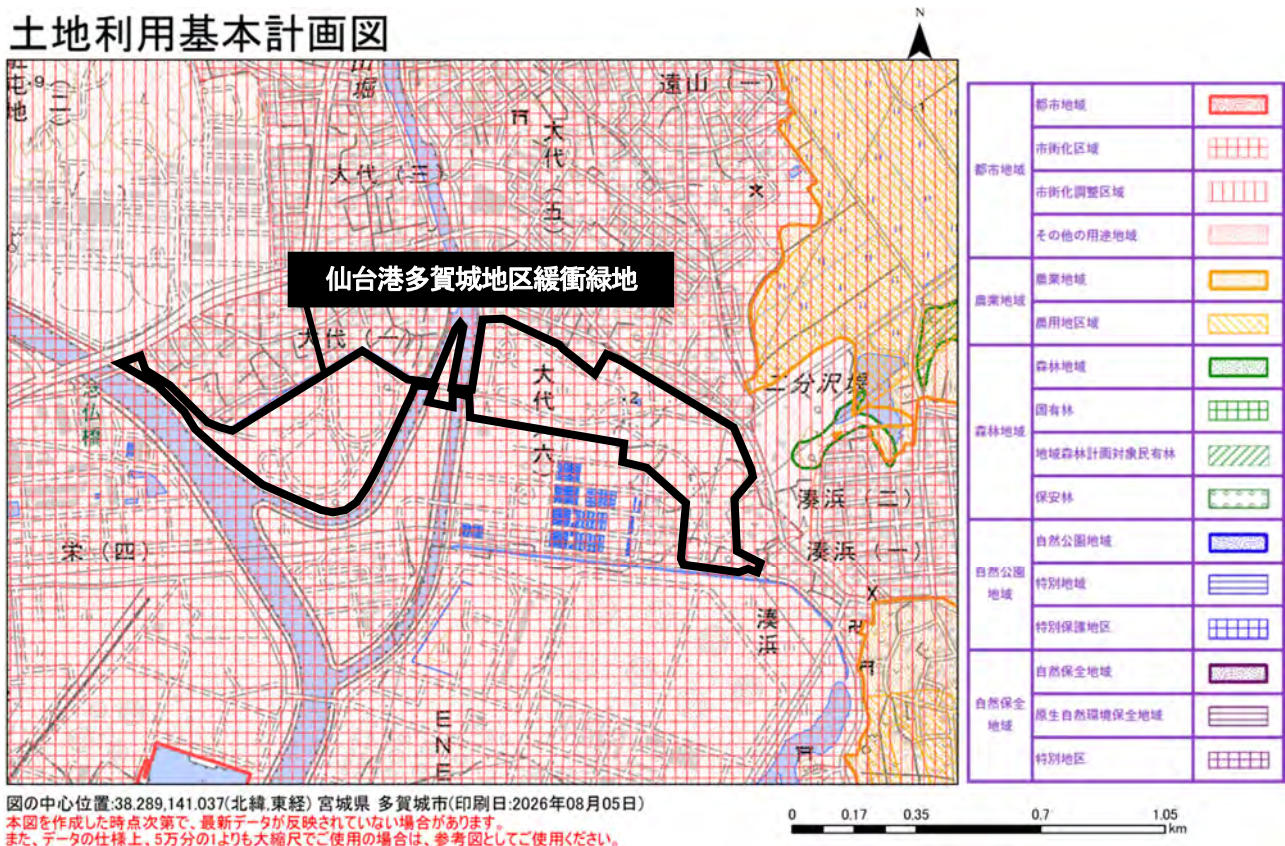
仙台港多賀城地区緩衝緑地の法規制等の条件を以下に整理します。

<主な法規制>

A) 都市計画法

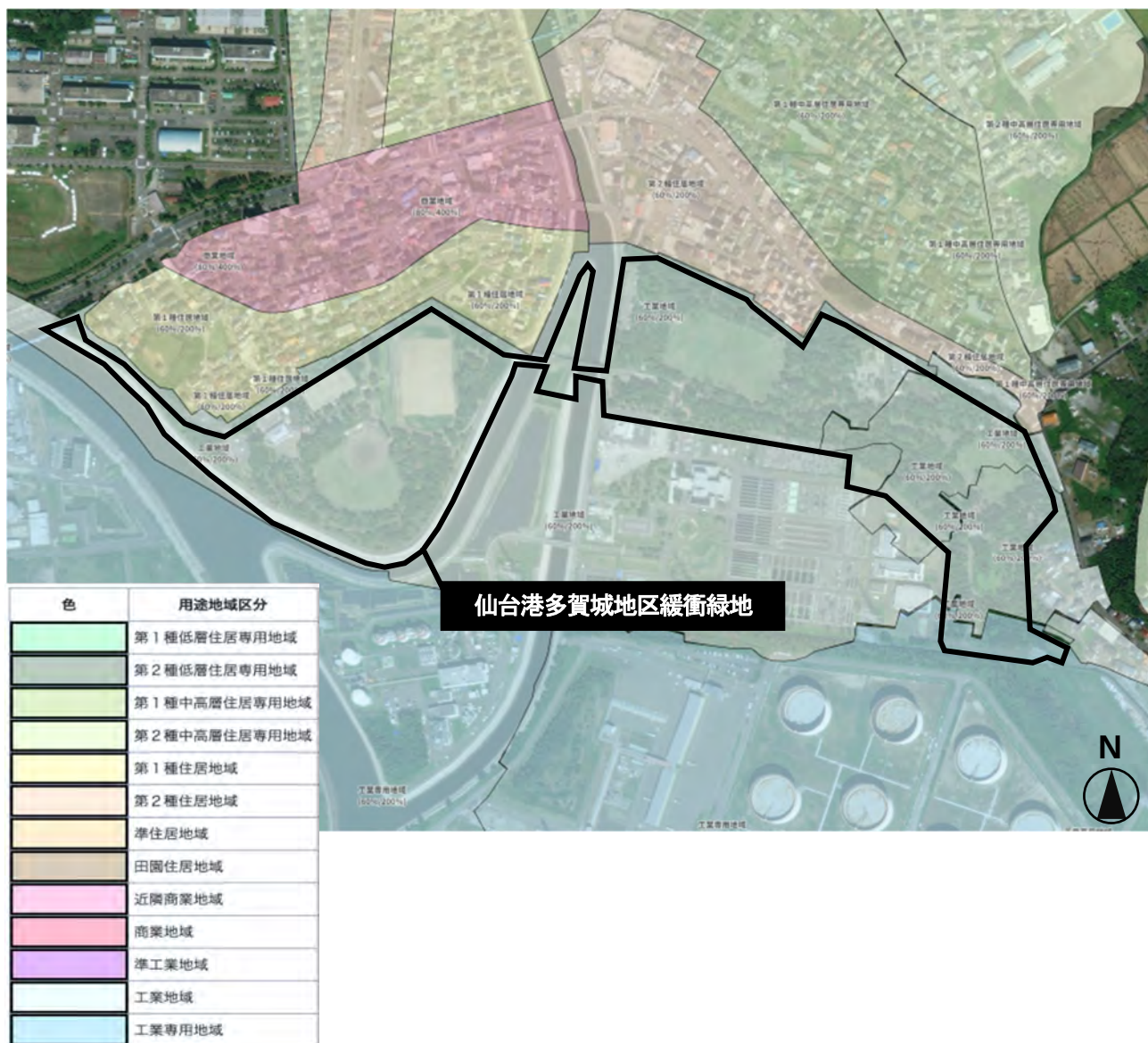
- ・ 同法上の区域区分である市街化区域に位置しています。
- ・ 同法上の用途地域である工業地域（一部、工業専用地域）に位置しています。
- ・ 容積率は200%、建ぺい率は60%に制限されており、工業地域では住宅や店舗、工場も建てられますが、ホテル・病院・学校等は建てられません。

土地利用基本計画図



出典：国土交通省「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）」を基に作成

図 20 事業対象地及びその周辺の土地利用規制の状況（仙台港多賀城地区緩衝緑地）



出典：GEOSPACE CDS プラス（NTT インフラネット）を基に作成

図 21 事業対象地及びその周辺の用途地域（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

(参考3) ハザードマップの整理

仙台港多賀城地区緩衝緑地のハザードマップの該当状況を以下に整理します。

<ハザードマップ>

A) 津波浸水想定

- ・ 最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の水深として、仙台港多賀城地区緩衝緑地の大部分が「3m～5m」に該当しています。

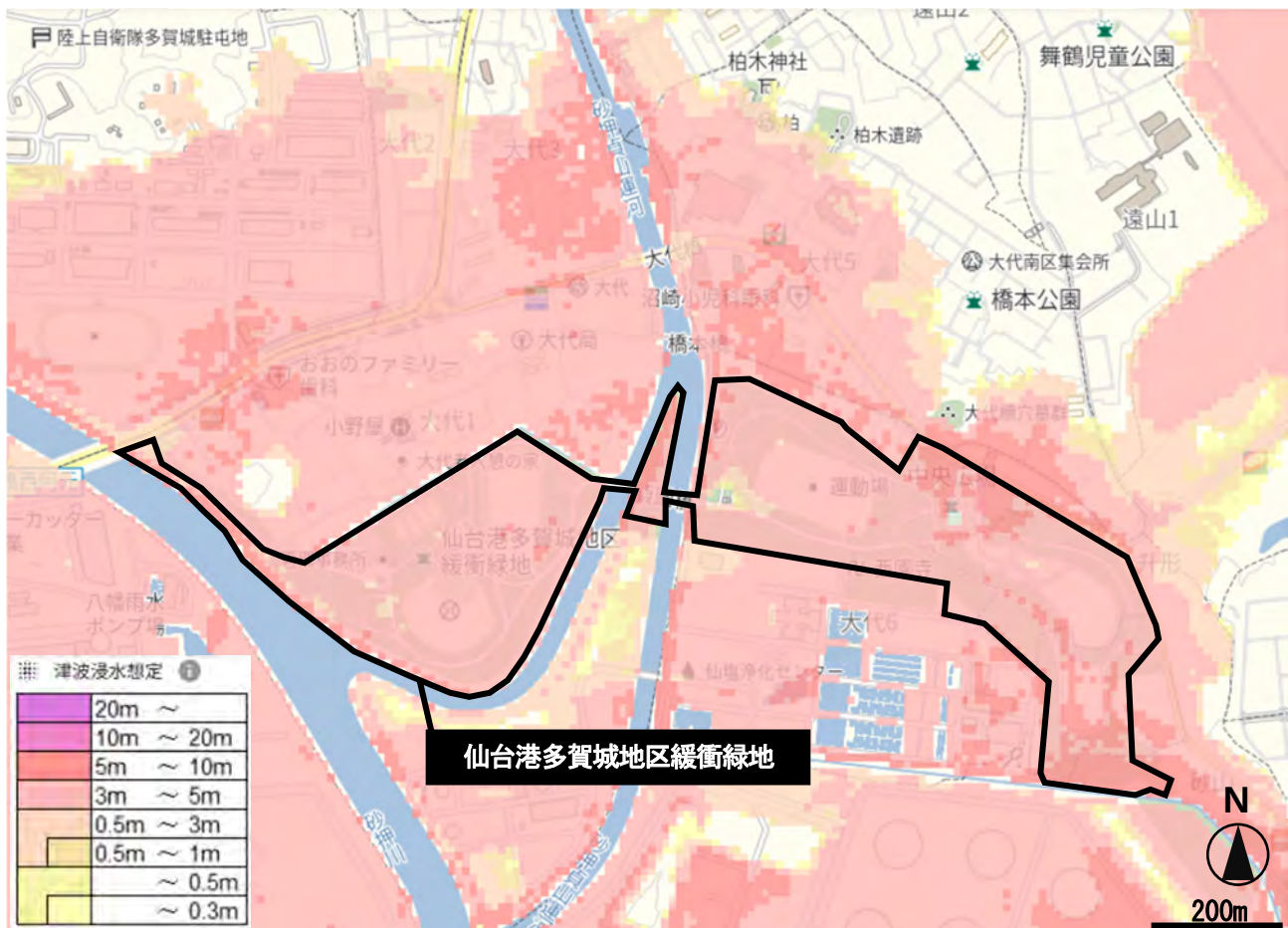


図 22 ハザードマップ「津波浸水想定」（仙台港多賀城地区緩衝緑地）

(参考4) 文化財の分布

仙台港多賀城地区緩衝緑地の文化財の分布状況を以下に整理します。

- ・ 仙台港多賀城地区緩衝緑地には、大代遺跡、元舟場遺跡、西原遺跡、柵形囲貝塚の4つの遺跡が分布しており、また、敷地の大部分が「特別史跡」に該当しています。
- ・ これらの遺跡に近接して建築・土木工事等の開発行為を行う場合には、文化財保護法に基づき事業計画策定段階での協議及び届出書の提出が必要になります。また、特別史跡内では、現状を変更するときには許可申請が必要となります。



出典：多賀城市 HP「多賀城市の文化財」
(<https://www.city.tagajo.miyagi.jp/maibun/shiseki/bunkazai/isekihakutsu/iseki.html>)

図 23 文化財の分布 (仙台港多賀城地区緩衝緑地)

（参考５）想定する民間活力活用手法

都市公園の整備・維持管理運営における代表的な官民連携の事業手法の概要は以下のとおりです。具体的な事業スキームについては現時点で確定しておらず、本アンケート調査等を通じて事業者の皆様のご意見・ご提案を幅広くお伺いした上で検討を進める予定です。

表 4 想定される民間活力活用手法の例

手法	概要						
業務委託	● 維持管理等の専門的業務について、民間事業者へ発注し業務遂行すること。						
設置管理許可制度 （管理許可）	● 公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度である。 ● 都市公園法第 5 条において、民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠が規定されている。 ● 事業期間は最長 10 年（更新可）。						
指定管理者制度	● 「公の施設」の管理運営を行う事業者を募集・指定し、管理権限を委任するもの。						
公募設置管理制度 （Park-PFI）	● 平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設（例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ● 事業期間は 20 年以内。 ■公園全体の整備・運営体制のイメージ図 運営体制の類型 <table border="1"> <tr> <td>公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等</td> <td>P-PFI事業者</td> </tr> <tr> <td>公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等</td> <td>P-PFI事業者 （特定公園施設部分は業務委託、管理許可又は指定管理者制度）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">P-PFI事業者が収益施設に加えて都市公園を総合的に管理運営 （P-PFI+指定管理をセットで公募等）</td> </tr> </table>	公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者	公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者 （特定公園施設部分は業務委託、管理許可又は指定管理者制度）	P-PFI事業者が収益施設に加えて都市公園を総合的に管理運営 （P-PFI+指定管理をセットで公募等）	
公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者						
公園管理者の直営またはP-PFI事業者以外の指定管理者等	P-PFI事業者 （特定公園施設部分は業務委託、管理許可又は指定管理者制度）						
P-PFI事業者が収益施設に加えて都市公園を総合的に管理運営 （P-PFI+指定管理をセットで公募等）							
PFI	● 公園施設の整備等を民間の資金・経営能力等を活用して行うもの。						
コンセッション	● 所有権を自治体に残したまま、公共施設の運営権を民間事業者へ与えるもの。						
包括的民間委託	● 包括的な業務や施設を包括的に委託すること。						
その他	● 都市公園法に基づく「行為の許可」によるイベントの開催など。						